

平成 23 年 3 月

お取引業者 各位

学校法人芝浦工業大学

### 公的研究費に係る適正な書類処理について

平素より、本学の教育研究並びに業務運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

平成 19 年 2 月 15 日付で文部科学省より「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が示されました。このガイドラインでは、特に科学研究費補助金をはじめとする公的研究費の原資が税金である為、不正使用が発生しやすい環境を放置したままにせず、大学の教職員、取引に関わる業者の方々にも適正な対応が求められています。

つきましては、下記の点に改めてご理解とご協力をお願い致します。

- 1) 証憑書類となる見積書・納品書・請求書・領収書等の日付については、空欄にせず必ず適正な日付を記入の上、ご提出下さい。
- 2) 貴社保管の売上台帳や明細等と本学にご提出いただいた証憑書類とが、合致している内容であることを確認の上、ご提出下さい。

※日付の空欄や書類について不明な点がございましたら、当該担当部署より確認等の連絡を入れることがございます。

※万が一、不正行為に関与した場合、当該研究費を受け取っている研究者はもとより、当該お取引先にも厳正な処分を行う場合があります。

なお、本学においても平成 19 年 7 月より研究費等の不正使用防止の観点から、「検収コーナー」を設置しております。これは、発注した物品が適正に納品されていることを確認する為に、発注者とは異なる事務職員が納入物品を確認（検収）しているものになります。

物品調達等で本学と取引される業者の皆様におかれましては、今後とも本学の公的研究費管理の健全性を維持する為、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

#### 【参考】

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/02/07020814.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/02/07020814.htm)

【本件に関する問い合わせ先】

学校法人芝浦工業大学

連携推進部 研究支援課

TEL 03-5859-7160

FAX 03-5859-7161